

火災区画		煙感知器										熱感知器									
区画		高さ	梁高さ	小区画	総面積	総面積	消防火	減設置	起動条件	設置数	合計	備考									
区画		(~4m)	(0.6m>)	(0.6m×<1m)	<30m2	(1+1)	設置数	適用	③	①-②+③	合計	備考									
区画		(~4m)	(0.6m>)	(0.6m×<1m)	<30m2	(1+1)	設置数	適用	③	①-②+③	合計	備考									
T-3-2	①	○	○	○	42	42	1	-	-	1	1	①	42	42	-	-	2				
	②	○	○	○	29	29	-	-	-	-	-	②	29	29	-	-	1				
	③	○	○	○	44	44	-	-	-	-	-	③	44	44	-	-	2				
	④	○	○	○	41	41	-	-	-	-	-	④	41	41	-	-	2				
	⑤	○	○	○	42	42	-	-	-	-	-	⑤	42	42	-	-	2				
	⑥	○	○	○	49	49	-	-	-	-	-	⑥	49	49	-	-	2				
	⑦	○	○	○	43	43	-	-	-	-	-	⑦	43	43	-	-	2				
	⑧	○	○	○	42	42	-	-	-	-	-	⑧	42	42	-	-	2				
	⑨	○	○	○	44	44	-	-	-	-	-	⑨	44	44	-	-	2				
	⑩	○	○	○	44	44	-	-	-	-	-	⑩	44	44	-	-	2				
	⑪	○	○	○	64	64	-	-	-	-	-	⑪	64	64	-	-	3				
	⑫	○	○	○	11	11	-	-	-	-	-	⑫	11	11	-	-	1				
	⑬	○	○	○	28	28	-	-	-	-	-	⑬	28	28	-	-	1				
	⑭	○	○	○	21	21	-	-	-	-	-	⑭	21	21	-	-	1				
	⑮	○	○	○	11	11	-	-	-	-	-	⑮	11	11	-	-	1				
	⑯	○	○	○	37	37	-	-	-	-	-	⑯	37	37	-	-	2				
	⑰	○	○	○	63	63	-	-	-	-	-	⑰	63	63	-	-	3				
	⑱	○	○	○	11	11	-	-	-	-	-	⑱	11	11	-	-	1				
⑲	○	○	○	38	38	-	-	-	-	-	⑲	38	38	-	-	2					
⑳	○	○	○	19	19	-	-	-	-	-	㉑	19	19	-	-	1					
㉒	○	○	○	15	15	-	-	-	-	-	㉓	15	15	-	-	1					
㉔	○	○	○	4	4	-	-	-	-	-	㉕	4	4	-	-	2					
㉖	○	○	○	38	38	-	-	-	-	-	㉗	38	38	-	-	2					
㉘	○	○	○	42	42	-	-	-	-	-	㉙	42	42	-	-	2					
㉚	○	○	○	11	11	-	-	-	-	-	㉛	11	11	-	-	1					
㉜	○	○	○	11	11	-	-	-	-	-	㉝	11	11	-	-	1					
㉞	○	○	○	18	18	-	-	-	-	-	㉟	18	18	-	-	1					
㊱	○	○	○	37	37	-	-	-	-	-	㊲	37	37	-	-	2					
㊳	○	○	○	21	21	-	-	-	-	-	㊴	21	21	-	-	1					
㊵	○	○	○	3	3	-	-	-	-	-	㊶	3	3	-	-	1					
㊷	○	○	○	6	6	-	-	-	-	-	㊸	6	6	-	-	1					
㊹	○	○	○	5	5	-	-	-	-	-	㊺	5	5	-	-	1					
㊻	○	○	○	6	6	-	-	-	-	-	㊼	6	6	-	-	1					
㊽	○	○	○	5	5	-	-	-	-	-	㊾	5	5	-	-	1					
㊿	○	○	○	5	5	-	-	-	-	-	㊿	5	5	-	-	1					
㊿	○	○	○	6	6	-	-	-	-	-	㊿	6	6	-	-	1					
㊿	○	○	○	5	5	-	-	-	-	-	㊿	5	5	-	-	1					
㊿	○	○	○	6	6	-	-	-	-	-	㊿	6	6	-	-	1					
㊿	○	○	○	5	5	-	-	-	-	-	㊿	5	5	-	-	1					
㊿	○	○	○	6	6	-	-	-	-	-	㊿	6	6	-	-	1					
㊿	○	○	○	8	8	-	-	-	-	-	㊿	8	8	-	-	1					

煙感知器
 消防法施行規則
 口第23条第4項 三口
 型又は取付面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器の設置数につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう配ける。
 口第23条第4項 七 水
 感知器は、廊下、階段、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう配ける。
 取付面高さ
 床面積
 4m未満 75m²
 4m以上~20m未満 150m²
 20m以上~30m未満 225m²
 30m以上~40m未満 300m²
 40m以上~50m未満 375m²
 50m以上~60m未満 450m²
 60m以上~70m未満 525m²
 70m²(特種)
 4m未満 35m²(特種)
 4m以上~8m未満 35m²(特種)
 * 感知区域の梁高さが0.6m以上のものは、梁高さが1m以上とする。
 ◆ 予防警報装置・検査装置
 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を含め15m²以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。
 小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された4m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分をまとめて1つの感知区域と見なすことができる。
 また、取付面の高さが8mを超えかつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所では定置式スポット型の感知器により有効に火災を感知することができる部分には、定置式スポット型の感知器を配けることができる。(社内試験により定置式スポット型感知器の作動を確認済)
 ◆ 日本火災報知器工業会 自動火災報知設備工事標準
 短辺が8m未満の細長い居室等に定置式スポット型熱感知器(特殊)を配ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上配ける。

熱感知器
 消防法施行規則
 口第23条第4項 三口
 型又は取付面から0.4m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう配ける。
 口第23条第4項 七 水
 感知器は、廊下、階段、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう配ける。
 取付面高さ
 床面積
 4m未満 75m²
 4m以上~20m未満 150m²
 20m以上~30m未満 225m²
 30m以上~40m未満 300m²
 40m以上~50m未満 375m²
 50m以上~60m未満 450m²
 60m以上~70m未満 525m²
 70m²(特種)
 4m未満 35m²(特種)
 4m以上~8m未満 35m²(特種)
 * 感知区域の梁高さが0.4m以上のものは、梁高さが1m以上とする。
 ◆ 予防警報装置・検査装置
 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を含め15m²以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。
 小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された4m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分をまとめて1つの感知区域と見なすことができる。
 ◆ 日本火災報知器工業会 自動火災報知設備工事標準
 短辺が8m未満の細長い居室等に定置式スポット型熱感知器(特殊)を配ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上配ける。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機	
名	タービン建屋
称	火災感知器の配置図 断面図
東京電力ホールディングス株式会社	

K6感知器設置数検核結果整理表【コントロール建屋】

火災区画	高さ				総面積				合計	備考	
	区画	高さ (~4m)	梁高さ (4~8m)	0.6m<G <1m)	総面積 (1+1) +10m2	総面積 (1+1) <10m2	総面積 (1+1) <5m2	総面積 (1+1) <10m2			
O-1-1	①	○	-	37	37	-	-	1	1	2	天井8m超え
	②	○	-	50	50	-	-	2	2	2	
	③	○	-	34	34	-	-	2	2	2	
	④	○	-	30	30	-	-	2	2	2	
	⑤	○	-	32	32	-	-	2	2	2	
	⑥	○	-	51	51	-	-	2	2	2	
	⑦	○	-	51	51	-	-	2	2	2	
	⑧	○	-	57	57	-	-	2	2	2	
	⑨	○	-	56	56	-	-	2	2	2	
	⑩	○	-	51	51	-	-	2	2	2	
	⑪	○	-	51	51	-	-	2	2	2	
	⑫	○	-	52	52	-	-	2	2	2	
	⑬	○	-	61	61	-	-	3	3	3	
	⑭	○	-	47	47	-	-	2	2	2	
O-1-2	①	○	-	49	49	-	-	2	2	2	天井8m超え
	②	○	-	52	52	-	-	2	2	2	
	③	○	-	53	53	-	-	2	2	2	
	④	○	-	60	60	-	-	2	2	2	
	⑤	○	-	28	28	-	-	1	1	1	
	⑥	○	-	23	23	-	-	1	1	1	
	⑦	○	-	19	19	-	-	1	1	1	
	⑧	○	-	19	19	-	-	1	1	1	
	⑨	○	-	20	20	-	-	1	1	1	
	⑩	○	-	20	20	-	-	1	1	1	
	⑪	○	-	11	11	-	-	1	1	1	
	⑫	○	-	7	7	-	-	1	1	1	
	⑬	○	-	9	9	-	-	1	1	1	
	⑭	○	-	7	7	-	-	1	1	1	
O-1-3	①	○	-	22	22	-	-	1	1	1	天井8m超え
	②	○	-	40	40	-	-	1	1	1	
	③	○	-	18	18	-	-	1	1	1	
	④	○	-	36	36	-	-	1	1	1	
	⑤	○	-	18	18	-	-	1	1	1	
	⑥	○	-	30	30	-	-	1	1	1	
	⑦	○	-	60	60	-	-	2	2	2	
	⑧	○	-	32	32	-	-	1	1	1	
	⑨	○	-	39	39	-	-	1	1	1	
	⑩	○	-	42	42	-	-	2	2	2	
	⑪	○	-	35	35	-	-	1	1	1	
	⑫	○	-	37	37	-	-	2	2	2	
	⑬	○	-	28	28	-	-	1	1	1	
	⑭	○	-	33	33	-	-	2	2	2	
O-1-4	①	○	-	24	24	-	-	1	1	1	天井8m超え
	②	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	③	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	④	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑤	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑥	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑦	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑧	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑨	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑩	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑪	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑫	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑬	○	-	24	24	-	-	1	1	1	
	⑭	○	-	24	24	-	-	1	1	1	

口第23条第4項 三口
 壁又は取付け面から50.4m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう取付ける。

口第23条第4項 七 水
 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効に感知するよう取付ける。

床面積
 取付け面高さ
 4m未満 150m²
 4m以上~20m未満 75m²
 4m以上~20m未満 75m²
 4m以上~20m未満 75m²

* 積載区画の梁高さに○のないものは、梁高さが1m以上とする。
 ◆ 予防事務調査・検査基準
 梁等の深さが0.8m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付け面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含まない1つの感知区域と見なすことができる。
 床と見なすことができる。

床面積
 取付け面高さ
 4m以上~8m未満 60m²

小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.6m以上1m未満で区画された1個以上の感知区域にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては歩行距離15mにつき1個以上の個数を取付ける。

口第23条第4項 七 八 (通路、階段及び傾斜路)
 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては歩行距離15mにつき1個以上の個数を取付ける。

口第23条第4項 三口
 壁又は取付け面から50.4m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう取付ける。

床面積
 取付け面高さ
 4m未満 150m²
 4m以上~8m未満 75m²
 4m以上~8m未満 75m²
 4m以上~8m未満 75m²

* 積載区画の梁高さに○のないものは、梁高さが1m以上とする。
 ◆ 予防事務調査・検査基準
 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含まない1つの感知区域と見なすことができる。
 床と見なすことができる。

床面積
 取付け面高さ
 4m以上~8m未満 60m²

小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された1個以上の感知区域にあっては歩行距離13mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては歩行距離6.5mにつき1個以上の個数を取付ける。

◆ 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準
 細長い梁等の場合
 短辺が3m未満の細長い梁等に定温式スポット型熱感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上取付ける。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機
名称
コントロール建屋 火災感知器の配置図 断面図
東京電力ホールディングス株式会社

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

火災区画	熱感知器																	
	消防法施行規則																	
	<p>口第23条第4項 三口 壁又は取付け面から0.4m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>口第23条第4項 七、六 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。</p> <p>床面積 150m² 75m²</p> <p>取付け面高さ 4m未満 4m以上～20m未満 4m以上～8m未満 4m未満</p> <p>* 複数区画の梁高さに○のしないものは、梁高さ1m以上とする。</p> <p>◆ 予防事務審査、検査基準 梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付け面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>◆ 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合、短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型熱感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離10mにつき1個以上設ける。</p>																	
	<p>消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）</p>																	
	<p>口第23条第4項 三口 壁又は取付け面から0.4m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>口第23条第4項 七、六 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。</p> <p>床面積 70m²(特種) 35m²(特種) 4m未満 4m以上～8m未満 4m未満</p> <p>* 複数区画の梁高さに○のしないものは、梁高さ1m以上とする。</p> <p>◆ 予防事務審査、検査基準 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を含め15m²以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分をまとめて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>また、取付け面の高さが6mを超えかつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で定温式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式スポット型の感知器を設けることができる。(社内試験により定温式スポット型感知器の動作を確認済)</p> <p>◆ 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合、短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型熱感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離10mにつき1個以上設ける。</p>																	
Y-1-1	①	-	○	-	84	60	-	-	84	84	-	2	-	-	-	3	5	
Y-1-1	①	-	○	-	60	60	-	-	60	60	-	1	-	-	-	2	2	
[Y-1-2]	①	-	○	-	5	5	-	-	5	5	-	1	-	-	1	2	2	
Y-1-1	①	-	○	-	34	34	-	-	34	34	-	1	-	-	1	1	2	
[Y-1-3]	③	○	-	-	11	11	-	-	11	11	-	-	-	-	-	-	1	
	③	○	-	-	20	20	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	
	②	○	-	-	25	25	-	-	25	25	-	1	-	-	-	1	2	
Y-2-1	③	○	-	-	67	67	-	-	67	67	-	-	-	-	-	-	-	
	④	○	-	-	87	87	-	-	87	87	-	4	-	-	-	4	7	
	⑤	○	-	-	72	72	-	-	72	72	-	-	-	-	-	-	-	
	⑥	○	-	-	35	35	-	-	35	35	-	1	-	-	-	1	1	
	⑥	○	-	-	23	23	-	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	
Y-2-1	①	-	○	-	32	32	-	-	32	32	-	1	-	-	1	2	2	
[Y-3-2]	①	-	○	-	64	64	-	-	64	64	-	1	-	-	1	2	2	
Y-2-1	①	○	-	-	64	64	-	-	64	64	-	-	-	-	-	-	3	
[Y-3-4]	①	○	-	-	56	56	-	-	56	56	-	-	-	-	-	-	-	
Y-2-1	②	○	-	-	87	87	-	-	87	87	-	3	-	-	-	3	3	
[Y-4-1]	②	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

柏崎刈羽原子力発電所第6号機	
名称	トレンチ 火災感知器の配置図 断面図
東京電力ホールディングス株式会社	

別紙 2
消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された
高所における熱感知器の性能評価について

1. 提案事項

新規制基準では火災の感知・消火を目的として、各火災区域に異なる種別の感知器を消防法施行規則第23条第4項に従い設置することが求められている。その一つとして、6号機では定温式スポット型感知器（以下、熱感知器）を設置している。しかし、天井高さが8mを超過する一部の高所エリアでは、消防法施行規則の要求である熱感知器の「取付高さ8m未満」を満足できていない。

一方、予防事務審査・検査基準（東京防災救急協会 発刊）では、取付高さが8mを超過する場所であっても、有効に火災を感知することが可能な場合には熱感知器を設置することが認められている。そのため、天井高さが8mを超過するエリアについて、熱感知器を設置することが妥当か評価する。

【予防事務審査・検査基準 抜粋】

取付け面の高さが8mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることが出来る。

2. 評価方法

天井高さが8mを超過するエリアについて、シミュレーションにより火災発生後の高所エリアのガス温度の時間推移を求め、熱感知器が動作する温度に到達するか確認を行う。シミュレーションに使用するソフトウェアは電力中央研究所の火災評価にも用いられているFDS(Fire Dynamics Simulator)*を用いることとする。なお、FDSで得られたデータと過去実機試験（高さ11m）のデータと照合した結果、同等の結果が確認されていることから、上記の性能評価は信頼性が高い手法と判断する。

※米国国立標準技術研究所（NIST）が開発したフィールド（数値流体解析）モデルを用いた解析ツール

(1) 代表モデル

シミュレーションは、6号機高所エリア（添付資料）より代表エリアを選定して実施する。代表エリア選定にあたっては以下の3点を考慮する。また、選定した代表エリアを表1に示す。

1. 感知面積が広いほど感知性能に影響を及ぼすことが考えられるため、感知面積が最大のエリアとする。
2. 天井付近の形状により、感知性能に影響を及ぼすと考えられるエリアとする。
3. 天井が高いエリアとする。

表1 代表エリア

火災区域	区域名称	選定理由
R-3-2	A系非常用電気品室	天井高さが他の区域より高い

なお、部屋内の体積が大きいほど温度は上がりにくいことから、保守的に考えて区域内の機器類はモデル化せず、壁・床・天井のみをモデル化する。

(2) 評価条件

シミュレーションにあたり、火皿サイズ及び燃焼発熱速度を表2のとおり選定した。

表2 火皿サイズ及び燃焼発熱速度

火皿サイズ	燃焼発熱速度 (kW)
1辺75cmの正方形 (0.56m ²)	1535

火皿サイズは、NUREG/CR-7010に記載のケーブルトレイ火災の燃焼発熱速度(約1600kW)を参照し、その値に相当する大きさとした。また、原子力規制委員会の内規であり、審査官が内部火災影響評価の妥当性を判断する際に参考とする「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に示される火災源の特定手順にて、表2の火皿サイズ相当の漏洩油を算出すると、0.7L程度の油が必要となる。すなわち表2に示す条件は、0.7L程度の油が漏洩した場合に発生し得る火災であり、この程度の油を現場に持ち込むことは十分考えられるため、評価条件として妥当であると判断する。

(3) 判定基準

代表モデルの熱感知器設置位置付近のガス温度が熱感知器の動作温度に到達することをもって、高所エリアにおいて熱感知器が火災を有効に感知可能であると判断する。

熱感知器は、「火災報知設備の感知器及び発信機に係わる技術上の規格を定める省令」第14条より、公称作動温度の125%の温度で作動試験が行われる。同エリアにおいて、使用されている日本フェンオール製の熱感知器の公称作動温度は60℃のため、上記省令を踏まえると75℃にて確実に動作する。これに、解析上の誤差を考慮した83.25℃を熱感知器の動作温度とする。

よって、ガス温度が83.25℃以上となれば、火災を有効に感知できるものとする。

3. 検証結果

代表エリアのモデル及びシミュレーション開始からのガス温度の時間推移を図に示す

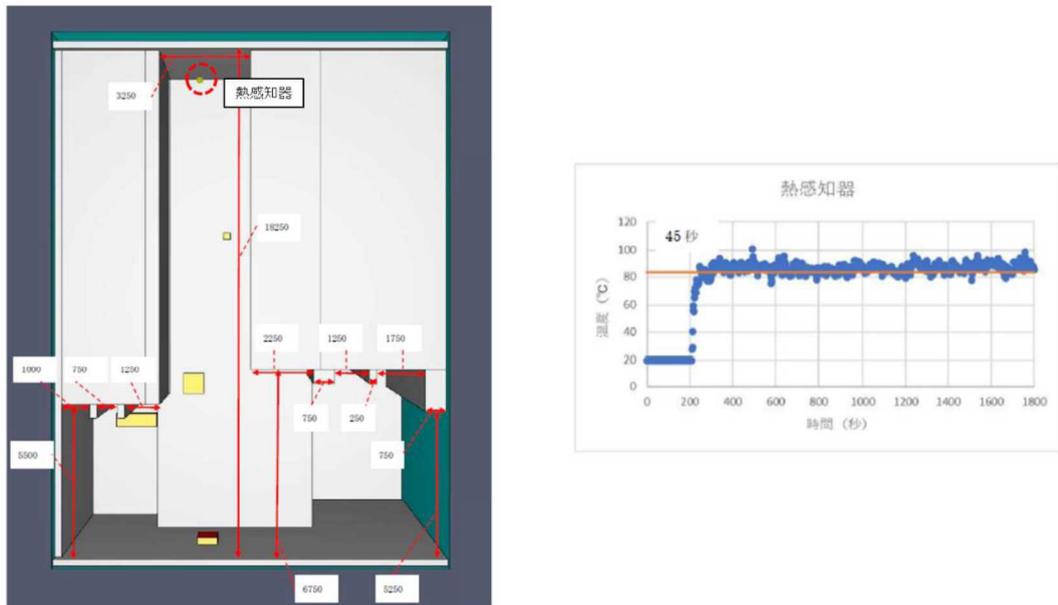


図 A系非常用電気品質 解析結果

図を確認すると熱感知器設置位置のガス温度が解析上の熱感知器の動作温度である 83.25°C以上になることを確認した。解析結果を表3に示す。

表3 解析結果一覧

区域名称	測定点	検知時間 (秒) (83.25°Cに到達する時間)	検知可否
A系非常用電気品室	熱感知器	45	○

6号機高所エリア 一覧

NO.	建屋名	階層	部屋名称	エリア記号	天井高さ (mm)	感知面積 (m ²)	備考	代表モデル
1	原子炉建屋～タービン建屋間	地下3階～地下中2階	R/B～T/B間配管室(1)	R-1-28	10900		部屋の一部分の天井高さ15000	
2					15000			
3	原子炉建屋	地下1階	A系非常用電気品室	R-3-2	18100		部屋の一部分の天井高さ18100	○
4		地上1階	MSTンネル室	R-4-34	9800		感知器のみ設置対象エリア	
5	コントロール建屋	地下中2階	6号機非常用電気品室	C-1-1	8850			
6	原子炉建屋～コントロール建屋間	地下1階	R/B～C/B区分Iトレンチ(3)	Y-1-3	9200		部屋の一部分の天井高さ13920	
7					13920			
8	原子炉建屋～コントロール建屋間	地下1階	R/B～C/B区分IIトレンチ(1)	Y-2-1	10400		部屋の一部分の天井高さ10400	
9	タービン建屋	地下2階～地上中2階	C系RCWポンプ・熱交換器室	T-1-20	24300		部屋の一部分(ダクトスペース)の天井高さ24300※	

※No.9は建屋内換気空調用ダクトスペースであり、自動火災報知設備の設置免除エリアであり、同様に感知器の設置を免除する